平成２７年（フ）第８１号
長野県飯田市北方3525番地５
債務者　宮毛はるゑ
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９６２号
京都市伏見区羽束師菱川町490番地１　パラドール菱川205号室
債務者　古川健次郎
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
高知県安芸郡奈半利町乙1419番地１　横町第二団地202号
債務者　久川　博子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
宮崎県日向市大字財光寺1284番地２
債務者　池田　祐基
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２０号
北海道北見市常呂町字土佐37番地４　南町団地285号
債務者　齊藤ふみゑ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
福井市江端町第10号29番地　レオパレスＨＡＮＡ105、旧住所広島県福山市入船町２丁目４番20―602号
債務者　藤田　　勲
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
福井市渕４丁目1607番地　カーザ107
債務者　髙柳　智子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立3603番地39
債務者　石川　信子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長野県岡谷市天竜町３丁目11番１号
債務者　西尾　文孝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３３３号
静岡県沼津市大塚935番地の２　ソフィアＡ202号
債務者　菅野めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
大分県大分市賀来北２丁目16番25－４号（デュランタ賀来北Ｄ棟）、申立時の住所大分県由布市挾間町挾間568番地　コーポ田園Ａ―202
債務者　岩崎　夢実
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１９号
大分県別府市大字野田11番地の７
債務者　賀来　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－６－305
債務者　石川　孔将
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１５号
さいたま市緑区大字中尾1278番地11　ウエストハイムⅢ　202号
債務者　布野　翔大
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６４９号
東京都荒川区東尾久１丁目27―10―202
債務者　小橋英美子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６８４号
東京都千代田区岩本町３丁目２－２－604
債務者　森川　翔太
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７３３号
東京都足立区千住緑町２丁目23－７
債務者　西村　直之
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部